

ガス主契約料金表

株式会社ハルエネ

ガス料金その他の供給条件の内容

1 対象となるお客さま

東京ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

(1)ガス需給約款1(対象となるお客さま)に定めるお客さまであること。

(2)当社が、当社の定める方式により、この主契約料金表により算定されたガス料金を請求できること。

2 ガスプラン種別

(1) ガスプランの種別と、各プランに適用される料金表は以下のとおりといたします。なお、料金表はそれぞれ別紙に定めます。

ガスプラン	適用料金表
ハルエネガスプラン	料金表① (4(割引制度)に定める電気セット割を適用する場合は、「電気セット割適用後料金表①」)
ACNガスプラン	
クラウドガスプラン	
スマートガスプラン	
※	
ガスセットプラン	
ライトガスプラン	
バリューガスプラン	
おトクガスプラン	
あんしんガスプラン	
ガス店舗サポートプラン	料金表①

※スマートガスプランは2021年4月27日をもって新規受付を停止いたします。

※ガス店舗サポートプランは2023年10月31日をもって新規受付を停止いたします。

- (2) 各ガスプランにおいて、特約事項があるものについては以下のとおりいたします。

ガスプラン	特約事項
ガス店舗サポートプラン	イ ガス店舗サポートプランのお客さまは附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠W&P」といいます。）が提供する「店舗サポートパック」（以下「店舗サポートパック」といいます。）を割引料金にて利用することができます。なお、店舗サポートパックの利用契約はお客さまと匠W&Pの間で締結されるものとします。 ロ 店舗サポートパックのサービス内容は、匠W&Pが定める「店舗サポートパック利用規約」（以下「店舗サポートパック利用規約」といいます。）の規定のとおりとし、お客さまは店舗サポートパックの利用にあたり、当該店舗サポートパック利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。 ハ 店舗サポートパックの利用開始日は、ガスの需給開始日の属する月の翌月1日とします。 ニ お客さまは、お客さまと匠W&Pとの間の店舗サポートパックの利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠W&Pが当社に対して譲渡すること、及び、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、ホの附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠W&P及び当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。 ホ 附帯サービス料金は、ハに定める店舗サポートパックの利用開始日が属する月から起算して6ヶ月目までは無料、7ヶ月目以降は月額2,980円（税抜）とします。 [匠W&Pにおける通常料金：月額3,980円（税抜）] ヘ ガス店舗サポートプランのお客さまは、契約期間中であっても、店舗サポートパック利用規約の規定に基づいて店舗サポートパックの利用契約を解約することができるものとします。但し、ガス店舗サポートプラン

	において一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして店舗サポートパックを契約する場合には、ホに定める通常料金からの割引は適用されないものとします。 ト お客さまと当社とのガス店舗サポートプランによる需給契約が終了した場合、お客さまと匠W&Pとの間の店舗サポートパックの利用契約は、店舗サポートパック利用規約の規定にかかわらず、当該需給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、店舗サポートパックの利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。
--	--

3 料金

ガス料金は、別紙に記載する各料金表に定める基本料金および従量料金の合計といたします。

ただし、従量料金は、別表第1(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合は、別表第1(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表第1(原料費調整)1(1)によって算定された平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合は、別表第1(原料費調整)1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

4 割引制度

(1)この主契約料金表が適用されているお客さまであって、以下の適用条件をすべて満たす場合には、当社が定める申込方法により、以下に定める割引制度の適用を当社に申し込むことができるものといたします。

電気セット割

適用条件

- イ お客さまが、ロの表に指定するガスプランにて需給契約を契約すること
- ロ お客さまが、当社が取扱う電力供給サービスのうち、各ガスプランに応じて以下に指定するプラン(以下、総称して「対象電力プラン」といいます。)を利用中であり、かつ、お客さまから当社に対してその旨の申告が

あること

ガスプラン	対象電力プラン
ハルエネガスプラン	全て
ACNガスプラン	「ACN Energy」名称のプラン
クラウドガスプラン	「クラウドでんき」名称のプラン
スマートガスプラン	「スマートでんき」名称のプラン
ガスセットプラン	全て
ライトガスプラン	「ライトでんき」名称のプラン
バリューガスプラン	「バリューでんき」名称のプラン
おトクガスプラン	全て
あんしんガスプラン	「あんしんでんき」名称のプラン
ガス店舗サポートプラン	なし

- ハ 対象電力プランの電力供給契約の契約者名義及び契約者住所が、ガス需給契約の契約者情報と同一であること

割引内容

割引適用後のガス料金を、別紙「電気セット割適用後料金表①」に定める基本料金および従量料金の合計といたします。

ただし、従量料金には、3料金ただし書に定めるとおり、原料費調整を適用するものといたします。

- (2)割引制度の適用開始日は、需給契約にもとづく需給開始の日といたします。
- (3)割引制度の適用終了日は、需給契約が解約された日といたします。
- (4)お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合((1)の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。なお、(1)の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (5) (4)にもとづく割引制度終了の日は、当社の申し出がお客さまに到着した日以降最初の検針日といたします。なお、申し出がお客さまに到着した日が検針日と同日の場合は、その日といたします。

5 初回事務手数料

初回事務手数料として、3,850円(税込)を申し受けます。ただし、以下のプランは初回事務手数料は発生しないものとします。

初回事務手数料が発生しないプラン：おトクガスプラン、あんしんガスプラン、ガス店舗サポートプラン

6 解約事務手数料

更新月(需給開始月(需給契約が更新された場合には、更新された月)から起算

して36ヵ月目とその翌月を指すものとします。)を除き、契約期間内に解約となる場合、解約事務手数料として3,850円(税込)をお支払いいただきます。但し、以下の場合を除きます。

- イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合
- ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

7 保証金

ガス需給約款15-2(保証金)に基づき保証金の設定を行うプランは下記とします。

保証金の対象プラン:クラウドガスプラン※、スマートガスプラン※、あんしんガスプラン、ガス店舗サポートプラン

※クラウドガスプランは、お客さまが当社に対して需給契約の申込みを行った日が2020年8月1日から2020年12月27日までの需給契約に限ります。

※スマートガスプランは、お客さまが当社に対して需給契約の申込みを行った日が2020年11月1日から2021年4月27日までの需給契約に限ります。

8 日割計算

- (1)当社は、(2)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (2)当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。

イ 検針日もしくは当社が検針を必要と認めた日から、次の検針日の前日もしくは当社が検針を必要と認めた日の検針日の前日までの期間が24日以下または36日以上となった場合

ロ 新たにガスの使用を開始した(お客さまの申し込みにより、ガスメーターを開栓した日をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し開栓する場合、ガス需給約款24(供給の制限等の解除)の規定によるガス供給の再開の場合およびスイッチングによる場合を除きます。)場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合

ハ ガス需給約款23(2)(供給または使用の制限等)、ガス需給約款29(需給契約の廃止)またはガス需給約款30(2)(解除等)の規定により、ガスの供給の制限等または終了等を行い、かつ、当該制限等または終了等を行った日が検針日でない場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合

ニ ガス需給約款30(1)(解除等)の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(ガス需給約款30(1)(解除等)により、供給停止に伴う検針とガス需給約款24(供給の制限等の解除)による、供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

ホ ガス需給約款24(供給の制限等の解除)の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合(ガス需給約款30(1)(解除等)により、供給停止に伴う検針とガス需給約款24(供給の制限等の解除)による、供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

ヘ ガス需給約款23(供給または使用の制限等)の規定によりガスの供給を中止またはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(3)当社は、(2)イからホまでの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第2-1(料金の日割計算(1))によります。

(4)当社は、(2)への規定により料金の日割計算をする場合は、別表第2-2(料金の日割計算(2))によります。

(5)当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

9 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この主契約料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。

なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この主契約料金表による供給ガスの類別は13Aであるため、13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱 量 標準熱量……45メガジュール

最低熱量……44メガジュール

圧 力 最高圧力……2.5キロパスカル

最低圧力……1.0キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウォツベ指数……57.8

最低ウォツベ指数……52.7

10 そ の 他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。
なお、この主契約料金表の各用語の定義は、別段の定めが無い限り、ガス需給約款の定めに準じるものとします。

附 則

1. 実施期日

この主契約料金表は、2023年10月31日から実施いたします。

2. 消費税等相当額の税率に関する経過措置について

当社は、2019年9月30日以前から継続して供給しているガスに係る料金であって、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に支払を受ける権利が確定するもの（以下「経過措置対象料金」といいます。）については、消費税等相当額の税率を8パーセントといたします。

当社が定める主契約料金表における消費税等相当額の税率は以下のとおりとし、経過措置対象料金については、この主契約料金表〔2025年4月18日訂正版〕に記載の金額にかかわらず、旧主契約料金表〔2019年7月1日改定版〕の別紙料金表に従い算定いたします。

主契約料金表	消費税等相当額の税率
旧主契約料金表〔2019年7月1日改定版〕	8パーセント
この主契約料金表〔2025年4月18日訂正版〕	10パーセント

ガス主契約料金表改定履歴

（別紙、別表含む）

2018年8月1日 制定
2019年7月1日 改定
2019年10月1日 改定
2019年11月1日 改定
2020年7月1日 改定
2020年8月1日 改定
2020年9月1日 改定
2020年11月1日 改定
2020年12月28日 改定
2021年4月1日 改定
2021年4月28日 改定
2021年7月1日 改定
2022年4月1日 改定
2023年10月31日 改定
（2025年4月18日 訂正）

別紙 料金表

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえ、200立方メートルまでの場合には料金表Cを、使用量が200立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合には料金表Dを、使用量が500立方メートルをこえ、800立方メートルまでの場合には料金表Eを、使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを、それぞれ適用いたします。

■料金表①

(1) 料 金 表 A

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	721円05銭
--------	---------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	145円31銭
------------	---------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,003円20銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	130円46銭
------------	---------

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,170円40銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	128円26銭
------------	---------

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	1,797円40銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	124円96銭
------------	---------

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	5,977円40銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	116円16銭
------------	---------

(6) 料 金 表 F

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	11,829円40銭
--------	------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	108円46銭
------------	---------

■電気セット割適用後料金表①

(1) 料 金 表 A

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	645円15銭
--------	---------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	145円31銭
------------	---------

(2) 料 金 表 B

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	897円60銭
--------	---------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	130円46銭
------------	---------

(3) 料 金 表 C

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,047円20銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	128円26銭
------------	---------

(4) 料 金 表 D

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	1,608円20銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	124円96銭
------------	---------

(5) 料 金 表 E

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	5,348円20銭
--------	-----------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	116円16銭
------------	---------

(6) 料 金 表 F

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。

1契約につき	10,584円20銭
--------	------------

ロ 従 量 料 金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき	108円46銭
------------	---------

別表第1(原料費調整)

1 原料費調整額の算定

(1)平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A＝各平均原料価格算定期間における1 トン当たりの平均LNG価格

B＝各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LPG価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

(2)原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格を下回る場合

原料費調整単価(1立方メートルあたり)

$$= \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 2\text{の基準単価} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が基準平均原料価格を上回る場合

原料費調整単価(1立方メートルあたり)

$$= \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times 2\text{の基準単価} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3)原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4)原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

(5)基準平均原料価格

1トン当たりの基準平均原料価格は57,250円といたします。

(6)原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき 8銭1厘

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価を当社所定の方法にてお知らせいたします。

別表第2－1(料金の日割計算(1))

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別紙料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

〈備 考〉

イ 基本料金は、別紙料金表における基本料金(割引制度を適用する場合は割引制度適用後料金表における基本料金)とします。

ロ 日割計算日数は、料金算定期間の日数とします。

ハ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てとします。

(2) 従量料金

この主契約料金表に定めるとおりの従量料金といたします。

別表第2－2(料金の日割計算(2))

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、主契約料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × (30－供給中止期間の日数) / 30

〈備 考〉

イ 基本料金は、別紙料金表における基本料金(割引制度を適用する場合は割引制度適用後料金表における基本料金)とします。

ロ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給開始の日までの日数とします。ただし、31日以上の場合は30日とします。

ハ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てとします。

(2) 従量料金

この主契約料金表に定めるとおりの従量料金といたします。